

高知県地域防災対策総合補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域防災対策総合補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び補助対象事業)

第2条 県は、地域の防災対策を総合的に推進し、災害に強い人づくり、地域づくりを目指すため、市町村（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、都市防災総合推進事業を活用する事業並びに防災対策債及び緊急防災・減災事業債を充当する事業は対象外とする。

(補助事業、補助率及び補助限度額等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとし、補助額は、同表の事業名欄に定める事業ごとに、補助対象経費に補助率欄に定める率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、算出された補助事業ごとの額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

2 補助限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項に規定する補助金等交付申請書及び関係書類の様式は第1号様式のとおりとする。

2 補助事業の実施を希望する補助事業者は、第1号様式に次の各号に掲げる対策に応じて当該各号に掲げる様式による事業計画書を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 「共助」を高める対策 ----- 第2号様式

(2) 「公助」として取り組むべき対策 ----- 第3号様式

(補助の条件)

第5条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に第7号様式による補助金交付中止・廃止承認申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。

(3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(4) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(5) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内にお

いて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

(6) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(7) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(8) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して第2号から第7号までの条件を付さなければならないこと。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は第4条第1項に規定する補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該市町村等に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

(補助の変更)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に第4号様式による補助金変更承認申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 申請後に補助事業を追加する場合

(2) 補助金の交付の決定額に対して増額及び30パーセントを超える補助金の減額変更を行う場合

(3) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く）する場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類すると考えられる場合

2 知事は、前項の規定による承認申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付の変更決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、必要な指示を受けなければならない。

(事業の着手)

第8条 別表第1(2)⑧の補助事業については、第6条の規定による交付の決定通知又は前条の規定による変更の決定通知の前に補助事業に着手したのもも補助対象とする。ただし、令和4年4月1日以降に実施したものに限る。

(実績報告)

第9条 規則第11条第1項に規定する補助事業等実績報告書の様式は、第8号様式のとおりとし、次の各号に掲げる事業に応じて当該各号に掲げる様式を添付して、補助事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

(1) 「共助」を高める対策 第9号様式

(2) 「公助」として取り組むべき対策 第10号様式

(補助金の交付)

第10条 知事は、規則第12条の規定により交付すべき額を確定した後に補助金を交付する。

(補助金の交付の決定の取り消し及び返還)

第11条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に違反したとき。
- (2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けた時。
- (3) 補助事業者又は補助事業者の契約の相手方が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたととき。

(検査等)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業の進捗状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第11条、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和3年2月12日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和4年3月24日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

事業名	補助対象経費	補助率
(1)「共助」を高める対策(※2) (自主防災組織等の地域の防災力を高める取り組み)	①防災学習(防災研修、視察研修含む)及び防災啓発の実施に係る経費 [町内会等防災を主たる目的としない組織が地域の防災力の強化のために実施する取組を含む] ②防災訓練(消火訓練、救急救護訓練、避難訓練、炊き出し訓練、倒壊家屋からの救出訓練等)の実施に係る経費(損害保険料含む) [町内会等防災を主たる目的としない組織が地域の防災力の強化のために実施する取組を含む] ③危険箇所の調査及び地域での情報共有(防災マップ作成等)に係る経費 [町内会等防災を主たる目的としない組織が地域の防災力の強化のために実施する取組を含む] ④自主防災組織が行う避難経路及び避難場所の簡易な整備に係る経費(※1)(損害保険料含む) ⑤防災資機材(防火用資機材、救助・救護用資機材、情報伝達用資機材、貸出用資機材等)の購入に係る経費(※3, 4, 5) ⑥連絡協議会(自主防災組織・防災士等)の開催及び運営に係る経費	
(2)「公助」として取り組むべき対策 (市町村が行う防災対策及び自助、共助の活動を促進するための取り組み)	①危険箇所・避難場所等の周知(ハザードマップ作成、避難誘導標識の設置等)に係る経費 ②防災情報・通信施設(防災行政無線の屋外拡声子局、戸別受信機等)の整備に係る経費 ③避難経路・避難場所・避難所の整備(誘導灯、倉庫、手すり・スロープ等、設置工事を伴うもの)に係る経費(※6, 7) ④避難場所・避難所において必要となる資機材等の整備に係る経費(※6, 7) ⑤防災に関する計画(業務継続計画、市町村の避難計画等)の策定に係る経費(※8) ⑥物資配送拠点における資機材整備(段差解消用資材・運搬用機材・保管用資材等)及び環境整備(床補強工事・搬入口のスロープ化等)に係る経費(※9) ⑦避難所運営マニュアルの作成及び一般の避難所における要配慮者対応を行うためのマニュアル改定に係る経費(委託料、会計年度任用職員の給料・共済費等)(※7) ⑧施設の使用料(宿泊費等)(※10)	2分の1 以内

※1 整備に必要な消耗品等(燃料、資機材のリース料、軍手等の消耗品)に係る費用を補助対象とし、資機材の購入に係る経費については、補助対象外とする。

※2 自主防災組織の規模や地域での活動状況を踏まえ、自主防災組織連合会や自主防災組織内の活動単位に対しても補助対象とする。

※3 個人財産の形成に関するもの及び備蓄物資(水、備蓄食糧、毛布、携帯トイレ、ガスボンベ、乾電池等)は補助対象外とする。

※4 防災資機材の新規整備を行う場合は、(1)「共助」を高める対策の①から④に示す取り組みの中から1つ以上選択して行う(事業費が発生しない取り組みも含む。)こととする。

※5 防災資機材の再整備については、継続的な活動を行っているとし、市町村が認めた自主防災組織のみを補助対象とする。

- ※6 避難場所については、一時的な避難状態において、地域の実情に応じて命を守るために最低限必要と考えられる整備を補助対象とし、避難所においては、避難所運営マニュアルを作成した際に、運営するうえで必要と考えられる資機材等を補助対象とする。(いずれも水、備蓄食糧、毛布、ガスボンベ、乾電池等の備蓄物資、発電機及び浄水器を除く。)
- ※7 補助対象となる避難所は、昭和56年5月31日以降に建築確認を得て建築された避難所又は昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築され、耐震改修を終了した避難所であり、かつ、高知県による南海トラフ地震の発生頻度の高い一定程度の地震・津波浸水予測（平成24年12月10日公表）において、津波による浸水が予測される区域外に立地している避難所を対象とする。
- ※8 法律等により市町村に策定が義務付けられている計画は補助対象外とする。
- ※9 資機材及び環境整備の内容については、各市町村の物資配送マニュアルにおいて必要であると判断されたものに限る。
- ※10 災害救助法の適用を受けた場合は対象外とする。

別表第2（第3条関係）

補助事業者	補助限度額
高知市	60,000千円
その他	20,000千円

ただし、次に該当する場合で、知事が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 別表第1（2）②のうち、防災行政無線の屋外拡声子局を整備する場合
- (2) 別表第1（3）②の事業を行う場合

別表第3（第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。